荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の 効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令案及び連鎖化事業者の貨物自動 車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準 となるべき事項を定める省令案についての意見・情報の募集について

> 令和6年12月2日 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部

この度、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送 及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令案」及び「連鎖化 事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に 関する判断の基準となるべき事項を定める省令案」について、広く国民の皆様から意見・ 情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御 了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

第213回国会で成立し、令和6年5月15日に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律(令和6年法律第23号)」により、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下「法」という。)」に物流効率化のための規制的措置を新設することとしています。

規制的措置の新設に伴い、法第38条第1項において、荷主事業所管大臣は、基本方針に基づき、主務省令で、運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために講ずべき措置に関し、荷主の判断の基準となるべき事項(荷主が取り組むべき措置の例)を定めるものとされ、また、法第46条第1項において、連鎖化事業所管大臣は、基本方針に基づき、主務省令で、運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るために講ずべき措置に関し、連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項(連鎖化事業者が取り組むべき措置の例)を定めるものとされました。このため、「荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令」及び「連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令」及び「連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」を制定する必要があり、意見を募集するものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (https://www.e-gov.go.jp/) の「パブリック・コメント」欄に掲載

(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

- (2)農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室において配布
- 3 意見・情報の提出方法
- (1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント:意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領(提出先を含む)」を確認の上、<u>意見入力へ</u>のボタンをクリックし、「パブリック・コメント: 意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省大臣官房新事業·食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名)及び連絡 先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記してください。御記入いただいた個人 情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用 します。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和6年12月2日~令和7年1月5日 (郵送の場合も締切日必着とします。)

- 6 公示資料
 - ① 荷主の判断基準命令案(概要)
 - ② 連鎖化事業者の判断基準省令案(概要)
 - ③ 三省合同会議取りまとめ(参考資料)
 - ④ 改正法概要(参考資料)